平成２４年（フ）第６２号
宮城県塩竈市松陽台２丁目16番３号
破産者　株式会社石巻セイトクフーズ
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０４号
仙台市青葉区一番町１丁目12番２号
破産者　有限会社アド・パル
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１３号
千葉市中央区中央３丁目４番９号
破産者　君塚幸多朗
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９５７号
千葉県習志野市泉町３丁目１番３―209号
破産者　草野　郁雄
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０３号
千葉県市原市五井西７―７―１、住民票上の住所千葉市中央区都町1154番地
破産者　古林　征洋
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０８号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番22棟106号
破産者　長岐　祐輔
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１４５号
千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目14番地４、開始決定時の住所千葉県市原市大厩991番地96
破産者　佐藤　吉隆
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９１号
千葉県市川市北国分２丁目24番16号
破産者　大久保雅弘
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０５号
千葉市若葉区みつわ台２丁目４番21号
破産者　仲谷　慎一
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４２号
長野県木曽郡木曽町新開7077番地
破産者　有限会社新開工業
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１６０号
松江市浜乃木７丁目14―20　ガーデンハウス301、住民票上の住所松江市東津田町1061番地
破産者　ＧＡＲＡＧＥ　Ｔ―ＪＵＮＣＴＩＯＮ　こと　高橋　和彦
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２９号
北海道旭川市東旭川町上兵村281番地４
破産者　有限会社Ｇｙｏｕｈａｎ
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１０号
北海道富良野市新光町２番45号
破産者　清水　大介
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１５号
北海道旭川市神楽４条13丁目461番地７
破産者　有限会社オフィスサイトウ
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６５１号
横浜市青葉区しらとり台61番地10
破産者　有限会社メディアプラン
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０号
岐阜市柳ヶ瀬通７丁目３番地
破産者　児島　光廣
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２３９号
岐阜市野一色７丁目12番２号　医療法人社団慈朋会介護老人保健施設サワダケアセンター、住民票上の住所岐阜市日野南７丁目３番３―101号　第２コーポ日野
破産者　村瀬　久子
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７９号
静岡県富士市天間671番地の１　レオパレスエンゼル201号、前住所静岡県富士市富士見台４丁目１番地　県営住宅Ｂ―502号
破産者　西野　　純
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３７４号
愛知県新城市富永字漆畑23番地の３
破産者　有限会社愛三測地設計
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５５号
愛知県豊橋市前田南町１丁目７番地の11
破産者　有限会社源華
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７２７号
京都市中京区西ノ京馬代町６番地９
破産者　株式会社ビジュアルシップ
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係